

【介護老人保健施設】

※書類作成担当者名及び連絡先を明記した書類を必ず添付してください。（送付状や名刺でも可）

I .事前承認が必要となる変更（承認後に変更届を改めて提出してください。）

項目 番号	変更内容	様式 番号	提出様式	様式名称	留意事項
1	事業所・施設の敷地面積及び平面図	1009	別紙様式第一号（九）	介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請書	◆事前協議が必要ですので、当課へご連絡ください。 ◆各室の用途や構造設備を変更する際に、工事を伴う場合には、変更許可手数料として3万3千円の手数料の納付が必要となります。 ◆平面図は（新・旧）両方提出してください。
		8001	その他添付書類	法人登記事項証明書	
		1041	（標準様式3）	平面図	
2	建物の構造概要、平面図並びに施設及び構造設備の概要	1009	別紙様式第一号（九）	介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請書	◆事前協議が必要ですので、当課へご連絡ください。 ◆各室の用途や構造設備を変更する際に、工事を伴う場合には、変更許可手数料として3万3千円の手数料の納付が必要となります。 ◆平面図は（新は変更の階・旧は全ての階）両方提出してください。
		1041	（標準様式3）	平面図	
3	施設の共用の場合の利用計画	1009	別紙様式第一号（九）	介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請書	◆事前協議が必要ですので、当課へご連絡ください。 ◆各室の用途や構造設備を変更する際に、工事を伴う場合には、変更許可手数料として3万3千円の手数料の納付が必要となります。 ◆平面図は全ての階を提出してください。
		7058	豊中市が定める様式	共用部分における利用計画の概要（参考様式）	
		1041	（標準様式3）	平面図	
4	運営規程（定員増加による規定内容の変更の場合）	1009	別紙様式第一号（九）	介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請書	◆事前協議が必要ですので、当課へご連絡ください。 ◆上記の「敷地の面積及び平面図」の変更許可後で、定員を増加しての運営を開始するまでに申請が必要です。 ◆勤務形態一覧表は変更月分（従業者全員分）を提出してください。 ◆平面図は全ての階を提出してください。
		1027	付表第一号（十六）	介護老人保健施設の許可等に係る記載事項	
		8063	その他添付書類	運営規程	
		8002	その他添付書類	組織体制図	
		1037	（標準様式1_09）	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（介護老人保健施設、（介護予防）短期入所療養介護）	
		1041	（標準様式3）	平面図	

5	協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関	1009	別紙様式第一号(九)	介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請書	◆事前協議が必要ですので、当課へご連絡ください。 ◆A病院をB病院に変更する場合には左記の事前届出が必要となります。事後の変更届出は必要ありません。 ◆A病院以外にB病院を追加したり、2つの病院(A・B病院)を1つの病院(A病院)のみと減少したりする場合は事後の変更届出のみ必要となります。
		7091	豊中市が定める様式	協力病院の概要(参考様式一協力病院)	
		8006	その他添付書類	協力医療機関との契約内容が分かる書類	
		8007	その他添付書類	連携歯科医療機関との取り決め内容が分かる書類(契約書、連携書等)	
6	管理者の氏名及び住所	1010	別紙様式第一号(十)	介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請書	◆事前協議が必要ですので、当課へご連絡ください。 ◆医療法人が運営する施設の場合、管理者を法人理事に加える必要があるの で、その旨を経歴書に記載してください。 ◆管理者が実際に就任した日を確認するため、当市から変更承認書が届いた後 に、変更後10日以内に事後の変更届出書等を提出してください。 ◆従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表については、月中での変更の場 合、変更月分に加え、翌月分もご提出ください。
		1027	付表第一号(十六)	介護老人保健施設の許可等に係る記載事項	
		7085	豊中市が定める様式	経歴書(参考様式2)	
		8052	その他添付書類	医師免許証の写し	
		8002	その他添付書類	組織体制図	
		1037	(標準様式1_09)	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(介護老人保健施設、(介護予防)短期入所療養介護)	

Ⅱ.サービス情報の変更

項目番号	変更内容	様式番号	提出様式	様式名称	留意事項
1	事業所・施設の名称	1005	別紙様式第一号(五)	変更届出書	◆事前協議が必要ですので、当課へご連絡ください。 ◆別の所在地にある事業所と同一名称は使用不可。 ◆事業所の名称・所在地・連絡先及び、変更のあった箇所のみ記入すること。 ◆みなし居宅サービスの名称を変更する場合は、新たに居宅サービスの指定申請が必要となり、また、みなし指定の居宅サービスは廃止の届出が必要です。
		1027	付表第一号(十六)	介護老人保健施設の許可等に係る記載事項	
		8063	その他添付書類	運営規程	
		8001	その他添付書類	法人登記事項証明書	
2	管理者の氏名及び住所	1005	別紙様式第一号(五)	変更届出書	◆管理者の事前承認を事前に行い、変更年月日を確定してから届出を提出してください。 ◆婚姻等による氏名変更及び引越し、住居表示の変更等による住所変更は左記の誓約書に替えて、新住所が確認できる書類(住民票の写し等)を提出してください。 ◆介護老人保健施設に併設され、短期入所療養介護事業所及び通所リハビリテーション事業所のみなし指定を受けている場合、変更届出書のサービスの種類欄にみなし指定を受けているサービス種類も記載し、下記書類もご提出ください。 ・許可等に係る記載事項
		1027	付表第一号(十六)	介護老人保健施設の許可等に係る記載事項	
		1044	(標準様式6)	誓約書	
3	介護支援専門員の氏名及び住所	1005	別紙様式第一号(五)	変更届出書	◆介護支援専門員資格証の写し ◆婚姻等による氏名変更は下記の書類のみご提出ください。 ・変更届出書 ・氏名変更後の介護支援専門員資格証の写し ◆住所のみが変更になる場合は、届出不要です。 ◆従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表については、変更月分(変更される介護支援専門員ののみ)ご提出ください。月中での変更の場合、変更月分に加え、翌月分もご提出ください。
		1027	付表第一号(十六)	介護老人保健施設の許可等に係る記載事項	
		1045	(標準様式7)	当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧	
		8008	その他添付書類	資格者証の写し	
		8002	その他添付書類	組織体制図	
		1037	(標準様式1_09)	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(介護老人保健施設、(介護予防)短期入所療養介護)	
4	運営規程(従業者数、利用料金の変更)	1005	別紙様式第一号(五)	変更届出書	◆従業者数の変更があった場合、その度の届出は不要です。他の変更届出時に併せて、届出してください。ただし、指定基準を満たさなくなる場合は、すみやかにご連絡ください。
		1027	付表第一号(十六)	介護老人保健施設の許可等に係る記載事項	
		8063	その他添付書類	運営規程	

項目 番号	変更内容	様式 番号	提出様式	様式名称	留意事項
5	運営規程(区画整理等による住居表示の変更)	1005	別紙様式第一号(五)	変更届出書	
		1027	付表第一号(十六)	介護老人保健施設の許可等に係る記載事項	
		8063	その他添付書類	運営規程	
		8032	その他添付書類	住居表示変更の証明書等の写し(区画整理等による住居表示の変更)	
6	運営規程(上記以外の変更の場合)	1005	別紙様式第一号(五)	変更届出書	
		1027	付表第一号(十六)	介護老人保健施設の許可等に係る記載事項	
		8063	その他添付書類	運営規程	
7	併設施設の状況等	1005	別紙様式第一号(五)	変更届出書	◆独立型から併設型に変更する場合、対診における医療請求が医療機関併設となることにより取扱いが異なるので、十分留意が必要となります。 ◆左記以外の書類が必要となる場合があります。
		1027	付表第一号(十六)	介護老人保健施設の許可等に係る記載事項	
		8025	その他添付書類	併設する施設等の概要	
		1041	(標準様式3)	平面図	
8	協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関	1005	別紙様式第一号(五)	変更届出書	◆減少のみの場合は下記のみ提出ください。 ・変更届出書 ・許可等に係る記載事項 ◆協力医療機関等との契約書の写し
		1027	付表第一号(十六)	介護老人保健施設の許可等に係る記載事項	
		8006	その他添付書類	協力医療機関との契約内容が分かる書類	